

令和2年12月11日

議員各位

総務文教常任委員会

委員長 河野 龍二

委員長報告書

総務文教常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：令和2年12月4日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
87	町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	全会一致 可決
88	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
97	令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）	全会一致 可決

総務文教常任委員会報告

出席委員	河野 龍二	金子 恵	八木 亮三	西田 健	浦川 圭一
	内村 博法	安藤 克彦	西岡 克之		
説明員	関係所管管理職並びに職員				

議案第 87 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

【提案理由・主な内容】

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、町長等が職務を行う中で、善意でかつ重大な過失がない場合における損害賠償責任の一部免責に関し、新たに制定する条例。

賠償責任の請求は、住民監査請求に基づく場合と住民監査請求に基づかない場合が想定される。

第 1 条は本条例の趣旨。第 2 条は基準給与年額に各号の数を乗じて得た額を賠償の限度額と定めるもの。

附則では本条例の施行は公布の日からとする。

なお、本条例の制定には地方自治法 243 条の 2 第 2 項で、監査委員の意見を聴かなければならないとし、既に議会より監査委員の意見を求め、監査委員からは妥当との判断の意見が提出されたことを確認した。

【主な質疑】

質 疑：一部免責の条例ができる背景は何か。

答 弁：職員の法令の解釈誤りや、善意で軽過失であっても結果的に負担できる範囲を超えた額が個人の責任としての結果があり、地方自治法の改正で限度額を定めるようになった。

質 疑：重大な過失とはどのような行為か。

答 弁：違法な職務を行った場合。

質 疑：近隣自治体の条例制定の状況は。

答 弁：長崎市、佐世保市、松浦市、東彼杵町、川棚町で制定されたことは確認している。

質 疑：給与基準年額の各号乗じた額とはどれくらいか。

答 弁：町長で約 8,300 万円、副町長で約 4,500 万円、教育長で約 4,200 万円となる。

質 疑：交通事故等も対象になるのか。

答 弁：本条例は住民訴訟に基づく損害賠償で、違法な職務に対し訴訟で賠償額が確定したものに適用されるもので、交通事故は国家賠償法に基づく損害賠償で、町が被害者に対して賠償額を支払うもので、職員に重大な過失があった場合は、

町は職員に対し求償を求めることとなり、法の適用が分かれている。

質 疑：住民訴訟の判決の判断は裁判所が行うが、本条例は裁判所の判断への影響や住民訴訟の抑止にならないか。

答 弁：免責条例が制定されても、緊張感をもって職務を行う事に変わりない。免責額を定めても、賠償額は大きい。住民訴訟の抑止にはならないと考える。

以上のような質疑が行われ全会一致で可決すべきと決した。

議案第 88 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

地方公務員法第 28 条第 4 項の規定に基づき、職員の失職の例外規定を新設するもので、職員が禁固刑以上の刑の執行の場合、執行猶予が付き、任命権者が情状を考慮して特に必要があると求めたときに限り、失職を免れる条例。

附則は公布の日から施行する。

【主な質疑】

質 疑：条例改正の背景は何か。

答 弁：職員が車を運転する機会が多くなり、主に交通事故で、状況においては禁固刑以上で失職となり、職員を失うことになる。情状の余地がある場合は、職を失う事が無いようにするのが目的である。

質 疑：失職を免れる場合の基準は何か。

答 弁：禁固刑以上で情状の余地があると判断した場合に限り適用する。

質 疑：地方公務員法第 16 条では採用試験の欠格事項に執行猶予は該当する。職員採用の欠格事項の変更はあるのか。

答 弁：地方公務員法では採用者の執行猶予の欠格事項の変更はない。本条例は現職員の事項に関するもの。

以上のような質疑が行われ全会一致で可決すべきと決した。

議案第97号 令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）

【提案理由・主な内容】

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158,857千円を追加し、総額を19,305,416千円とする。

繰越明許費は2件。債務負担行為補正追加2件。

なお、各所管に詳細の説明を受けた。

【主な質疑】

総務部

質 疑：電子計算費のテレワーク導入の一般備品購入は、非常時以外は保管しておくのか。

答 弁：庁舎内のグループウェアシステムを様々な機能を一括して行えるシステムに整備し、平常時でもまずは管理職向けにペーパーレス会議などに活用していきたい。

質 疑：購入内容にタブレットなど貸出セットとあるが、具体的な使用方法は。

答 弁：テレワーク事業と名称が付いているが、平常時でも利用し、かつテレワークでも利用が可能になるよう機器の購入を考えている。

質 疑：今回の環境設備で、庁舎4階でのタブレット使用は可能か。

答 弁：インターネット回線を無線LAN化すれば可能と思う。

質 疑：防災対策費の一般備品購入費のパーティション400個の保管場所は。

答 弁：前回提案した防災倉庫と各学校施設に保管を考えている。

質 疑：パーティションのスペックは。

答 弁：ワンタッチで設置可能で140から150センチで、中が確認できる仕様となっている。

住民福祉部

質 疑：児童館の工事は、工事の変更で対応できなかったのか。

答 弁：工事を行う中で、想定していなかった箇所が見つかり、予算が不足しているので今回追加の補正を行った。

健康保険部

質 疑：保健衛生費のウォーキング事業CM制作委託料の内容は。

答 弁：スポットCMとして2局での放映を希望している。CMの動画制作も含め計上している。

質 疑：ウォーキング事業とCMの内容は。

答 弁：町内店舗にカードを設置しカードを集め枚数に応じて参加賞を渡すものと、町の景観を写真に撮りフォトグランプリを行う。3月の1カ月の期間で参加できるイベント。健康と町の魅力を確認できるイベントに町内外からの参加を呼びかけるCM。

質 疑：3月の忙しい時期におこなうべきイベントなのか。

答 弁：秋に大規模なウォーキングイベントを開催してきた。次年度からは春と秋に健康ポイント事業として継続していきたいと考えている。

質 疑：コロナ関連の交付金との説明だが予算の内示は受けているのか。

答 弁：10月ごろに要求ベースで内示を受けている。

建設産業部

質 疑：ふるさと納税の増額の要因は。

答 弁：返礼品数が、75品目から234品目に増えたのが要因と考える。

質 疑：最新の寄付額はいくらか。

答 弁：11月末時点で39,949,000円。昨年同時期の1.3倍となっている。

質 疑：残りの月数で増額分の寄付が可能と考えているのか。

答 弁：昨年12月だけで2,500万円の寄付があった。1.3倍と算出すると3,000万円を越えるのではないかと期待している。

質 疑：都市計画マスタープラン作成の調査とは、どのような調査を行うのか。

答 弁：都市計画マスタープランはまちづくりの基本指針で、調査内容は土地利用や過去10年間の開発、新築などの利用状況を先行して行うもの。

質 疑：今年度当初予算で計上すべきではなかったか。

答 弁：今年度は基本構想の検討もあり、今年度当初予算での計上はしなかった。

教育委員会

質 疑：成人式の対象人数は。

答 弁：対象者は434名、例年80%が参加で、350人ほどの参加を見込んでいる。

質 疑：文化ホールで開催できなかった場合、会場を町民体育館に設営するのはなぜか。

答 弁：文化ホールは600人の収容が可能だが、コロナ対策で制限がかかれば利用できない。町民体育館はフロアーで510人。2階で200席あるので対応可能。

質 疑：電子図書館システム使用料はどのような契約か。

答 弁：コンテンツの使用料が書籍によって使用期間が2年間もしくは52回と制限がある。一部、永年使用できるものもある。

以上の質疑が行われ、全会一致で可決するべき決した。